

中央環境審議会地球環境部会への海洋環境専門委員会の設置について

平成 15 年 8 月 18 日
地球環境部会決定

中央環境審議会議事運営規則（平成 13 年 1 月 15 日中央環境審議会決定。以下「議事運営規則」という。）第 9 条第 1 項に基づき、地球環境部会に置く専門委員会について次のとおり決定する。

- 1 議事運営規則第 9 条の専門委員会として「海洋環境専門委員会」を置く。
- 2 海洋環境専門委員会は、「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の 1996 年の議定書」の批准に向けた、今後の廃棄物の海洋投入処分等のあり方に関する調査・検討を行う。
- 3 海洋環境専門委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会長が指名する。